

## 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正について

### 1 趣旨

児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、国が定めた基準に沿って、地方公共団体が条例で定めることとされています。

この度、国の基準を定めた内閣府令（以下「国の基準」といいます。）について所要の改正が行われましたので、国の基準を市の基準として適用しているもののうち、条例の改正を伴わないものについて、国の基準の改正の内容を報告します。

### 2 関係条例

呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第25号）

### 3 国の基準の主な改正内容

離島やへき地で、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設の確保が著しく困難である地域において、教育・保育を必要とする就学前の子どもを対象に特例保育を行う事業者について、当該特例保育を行う事業所で一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、設備の基準及び職員の基準を適用しない特例を設けるなど、国の基準が改正されました。

#### ※ 特例保育

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、認定こども園、幼稚園、保育所などの確保が著しく困難な地域で実施される保育

#### ※ 一般型乳児等通園支援事業

0歳6か月以上満3歳未満の未就園児が、保護者の就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で保育所等を柔軟に利用できる通園給付事業で、保育所等で定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れるもの

### 4 市の考え方

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準をそのまま呉市の基準とします。

### 5 国の基準の施行期日

令和8年4月1日